

聖籠町学校給食運営委員会条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。

平成二十四年三月二十九日

聖籠町教育委員会委員長 伊藤 惠美子

教委規則第二号

聖籠町学校給食運営委員会条例の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

（聖籠町教育委員会事務局組織規則の一部改正）

第一条 聖籠町教育委員会事務局組織規則（平成十八年教委規則第三号）の一部を次のように改正する。

第三条の表学校教育課の部中十五の項を削り、十六の項を十五の項とし、十七の項から二十三の項までを一項ずつ繰り上げ、二十四の項を削り、二十五の項を二十三の項とする。

第十条第二号及び第三号を次のように改める。

- 二 技能職員をもつて充てる職 自動車運転員
- 三 労務職員をもつて充てる職 用務員

（聖籠町教育委員会公印規則の一部改正）

第二条 聖籠町教育委員会公印規則（昭和五十七年教委規則第二号）の一部を次のように改正する。

別表第一ひな形の部中



の項を削り、同表第二寸法の部中二十

二の項を削り、二十三の項を二十二の項とし、二十四の項を二十三の項とする。

（聖籠町教育委員会における聖籠町個人情報保護条例施行規則の一部改正）

第三条 聖籠町教育委員会における聖籠町個人情報保護条例施行規則（平成十六年教委規則第四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

（聖籠町学校給食共同調理場管理運営規則及び聖籠町学校給食共同調理場運営委員会規則の廃止）

第四条 次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 聖籠町学校給食共同調理場管理運営規則（昭和四十七年教委規則第一号）
- 二 聖籠町学校給食共同調理場運営委員会規則（昭和五十四年教委規則第二号）

附 則

この規則は、平成二十四年四月一日から施行する。